

第 166 回愛媛県内水面漁場管理委員会議事録

- 1 開催日時 令和 6 年 3 月 14 日 (木) 15 : 25 ~ 16 : 30
- 2 開催場所 松山市二番町四丁目 6 番地 2
愛媛県水産会館 6 階大会議室
- 3 出席者
 - (1) 委員 岡村重治 本多義雄 垣原登志子 柴田常則 斉藤智子
鈴木貴明 畑 啓生
(計 7 名)
 - (2) 県 (農林水産部水産局水産課) 梶田課長 (事務局長)
中島主幹 (事務局次長)
久枝漁業調整係長
越智主事
(東予地方局水産課) 薬師寺課長
(東予地方局今治支局水産課) 木原課長
(中予地方局水産課) 伊藤課長
(南予地方局水産課) 若下課長
(南予地方局愛南水産課) 高島課長
(南予地方局八幡浜支局水産課) 八木課長
(計 10 名)
 - (3) 事務局 逢阪書記 滝本書記 莖田書記 篠崎書記
(計 4 名)
 - (4) 傍聴者 なし
- 4 付議事項
 - (1) 令和 6 年度の新規の許可等について (諮問)
【結果】 諮問内容のとおり定めて差し支えない旨答申
 - (2) 漁業の免許について (諮問)
【結果】 諮問内容のとおり免許して差し支えない旨答申
 - (3) 第 5 種共同漁業権に係る遊漁規則の認可について (諮問)
【結果】 諮問内容のとおり認可して差し支えない旨答申
 - (4) 令和 6 年度第 5 種共同漁業権に関する増殖(放流)目標の設定について
【結果】 原案のとおり設定して差し支えない旨決定
 - (5) にはんうなぎの採捕の禁止に関する委員会指示について
【結果】 原案のとおり指示して差し支えない旨決定
 - (6) 漁業法の規定によるコイの持ち出し等の制限に関する委員会指示について
【結果】 原案のとおり指示して差し支えない旨決定
 - (7) カワウ管理指針の管理期間の延長について (協議)
【結果】 原案のとおり延長して差し支えない旨回答

5 その他

6 議事の内容

1 開会

逢阪書記　それでは、定刻より若干早いですが、皆様お揃いですので、ただいまから、第 166 回愛媛県内水面漁場管理委員会を開催します。

本日は、高田委員さん、白石委員さん、光澤委員さんが欠席されておりますが、委員定数 10 名のうち、7 名の委員さんが出席されておりますので、愛媛県内水面漁場管理委員会事務規程第 6 条第 1 項の規定により、委員会は成立していることを御報告します。

会議に入ります前に、配付資料の確認をさせていただきます。資料は 1 枚ものの委員会次第と内水面漁場管理委員会委員名簿、続きまして上から資料 1 から資料 7 でございます。皆様、お揃いでしょうか。

それでは、同事務規程第 5 条第 1 項の規定により、これからの会の運営は、岡村会長をお願いいたします。

2 会長挨拶

岡村会長　本日は、第 166 回の愛媛県内水面漁場管理委員会の開催について御案内しましたところ、委員の皆様には、何かとお忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃から、当委員会の運営に何かとお力添えをいただいておりますことを、改めて、御礼を申し上げます。

本日は、事前に御案内申し上げましたとおり、新規の許可等についてほか、付議事項が計 7 件ございます。

委員の皆様方におかれましては、慎重な御審議と適切な御決定を賜りますよう、お願い申し上げます。

3 議事録署名人選出

岡村議長　それでは早速ですが、議事に先立ちまして、議事録署名人を選出いたします。本委員会の議事録署名人は、柴田委員さんと垣原委員さんの御両名をお願いいたします。

議事録署名人に選出された両委員さんにおかれましては、後日、議事録の内容について御確認をお願いいたします。

4 (1) 第 1 号議案（新規の許可等について（諮問））

岡村議長　これより、議事に入ります。第 1 号議案、新規の許可等についてを議題といたします。事務局から、説明をお願いいたします。

逢阪書記　それでは、資料 1 の 1 ページ目を御覧ください。知事からの諮問文を朗読します。

（ 諮問文を朗読 ）

諮問内容の詳細については、水産課から説明をお願いします。

久枝係長 (資料に基づき説明)

岡村議長 説明が終わりましたので、委員の皆様からの御意見をお伺いします。

委員一同 (意見なし)

岡村議長 特に、御意見もないようですので、お諮りします。
第1号議案の新規の許可等につきましては、諮問のとおりの内容で決定して差し支えない旨、答申することに、御異議ございませんか。

委員一同 (異議なし)

岡村議長 異議がないようですので、そのように決定いたします。

4 (2) 第2号議案(漁業の免許について(諮問))

岡村議長 続きまして、第2号議案、漁業の免許についてを議題といたします。
事務局から、説明をお願いいたします。

逢阪書記 それでは、資料2の1ページ目を御覧ください。知事からの諮問文を朗読します。

(諮問文を朗読)

諮問内容の詳細については、水産課から説明します。

逢阪係長 (資料に基づき説明)

岡村議長 説明が終わりましたので、委員の皆様からの御意見をお伺いします。

委員一同 (意見なし)

岡村議長 特に、御意見もないようですので、お諮りします。
第2号議案の漁業の免許につきましては、諮問のとおりの内容で決定して差し支えない旨、答申することに、御異議ございませんか。

委員一同 (異議なし)

岡村議長 異議がないようですので、そのように決定いたします。

4 (3) 第3号議案(第5種共同漁業権に係る遊漁規則の認可について)

岡村議長 続きまして、第3号議案、第5種共同漁業権に係る遊漁規則の認可についてを議題といたします。事務局から、説明をお願いいたします。

逢阪書記　それでは、資料3の1ページ目を御覧ください。知事からの諮問文を朗読します。

（ 諮問文を朗読 ）

諮問内容の詳細については、水産課から説明します。

逢阪係長　（資料に基づき説明）

岡村議長　説明が終わりましたので、委員の皆様からの御意見をお伺いします。

委員一同　（ 意見なし ）

岡村議長　特に、御意見もないようですので、お諮りします。

第3号議案の第5種共同漁業に係る遊漁規則の認可については、諮問のとおりの内容で認可して差し支えない旨、答申することに、御異議ございませんか。

委員一同　（ 異議なし ）

岡村議長　異議がないようですので、そのように決定いたします。

4（4）第4号議案（令和6年度第5種共同漁業権に係る増殖（放流）目標の設定について）

岡村議長　続きまして、第4号議案、令和6年度第5種共同漁業権に係る増殖目標の設定についてを議題といたします。事務局から、説明をお願いいたします。

逢阪書記　（資料に基づき説明）

岡村議長　ありがとうございました。

令和元年度の増殖目標と比較しても、放流尾数等はかなり減となっています。それでは、委員の皆さんの御意見をお伺いします。

本多委員　増殖目標の重量と数量は、10g平均になっていますよね。

逢阪係長　あゆに関しては、約10g平均になっています。

本多委員　先ほどの説明にありましたように、以前は1匹の重量が大体8gから10gだったのが、最近は10gを超えて12gから13gの大きい稚魚を放流している単協が多いと思います。

そうすると、新たな目標では重量は目標を達成できても、数量は達成できない組合が出てくると考えられるのですが、いかがでしょうか。

逢阪係長　目標については、従前の委員会でも報告しているとおおり、重量又は尾数のいずれかを達成していただくようになります。

また、平均の重量についてですが、令和4年度実績をもとに平均の重

量をお示ししております。重量としては 10 g ですが、以前よりは大きい重量で設定をしています。

梶田課長 我々といたしましても、今回の改正で行使料や遊漁料に見合うような、無理のない設定をしております。金額をもとに割り出しており、各組合において事情が異なるかもしれませんが、そういう内容でございますので、御理解を頂けたらと思います。

岡村議長 以前と比較すれば、目標値はかなり減っています。
カワウの影響で、アユの放流時期が遅れ、放流する稚魚のサイズはだんだん大きくなってきている現状もあります。
他に御意見はありませんか。

委員一同 (意見なし)

岡村議長 特に、御意見もないようですので、お諮りします。
第 4 号議案の令和 6 年度第 5 種共同漁業権に係る増殖目標の設定につきましては、原案のとおりとし、また、コイの増殖目標は各組合には通知しないことで、御異議ありませんか。

委員一同 (異議なし)

岡村議長 異議がないようですので、そのように決定いたします。

4 (5) 第 5 号議案 (にほんうなぎの採捕の禁止に関する委員会指示について)

岡村議長 続きまして、第 5 号議案、にほんうなぎの採捕の禁止に関する委員会指示についてを議題といたします。事務局から、説明をお願いいたします。

逢阪書記 (資料に基づき説明)

岡村議長 説明が終わりましたので、委員の皆様からの御意見をお伺いします。

本多委員 今年のシラスウナギの採捕状況を教えてください。

久枝係長 昨年度は著しく不漁でしたが、今年度は 1 月から採捕が始まり、池入れの約 4 割が採捕されている現状でございます。

本多委員 割当ては 43kg ですか。

久枝係長 はい。

本多委員 ということは、43kg の 4 割が採捕されているということですか。

久枝係長 はい。

岡村議長 愛媛県のことにはわかりませんが、この間、徳島県のウナギの漁師さんのところに行った時に、静岡県はシラスウナギが不漁で、九州は採捕されているらしいですが、全体的には少ないようです。

本多委員 漁期が短いので、43kgは獲れないかもしれませんね。これからに期待したいと思います。

岡村議長 他に御意見はございますでしょうか。

委員一同 (意見なし)

岡村議長 特に、御意見もないようですので、お諮りします。
第5号議案のにはんうなぎの採捕の禁止に関する委員会指示については、原案のとおりとし、指示することに御異議ございませんか。

委員一同 (異議なし)

岡村議長 異議がないようですので、そのように決定いたします。

4 (6) 漁業法の規定によるコイの持ち出し等の制限に関する委員会指示について

岡村議長 続きまして、第6号議案、漁業法の規定によるコイの持ち出し等の制限に関する委員会指示についてを議題といたします。事務局から、説明をお願いいたします。

逢阪書記 (資料に基づき説明)

岡村議長 説明が終わりましたので、委員の皆様からの御意見をお伺いします。コイの増殖目標についてはどうですか。

逢阪係長 コイについては、従前どおり、コイヘルペスウイルス病のまん延防止措置の継続、徹底を行うことが必要との見解から、昨年度に引き続き、各組合には増殖目標を示さないことにしたいと考えております。

岡村議長 他に御意見はございますでしょうか。

委員一同 (意見なし)

岡村議長 特に、御意見もないようですので、お諮りします。
第6号議案の漁業法の規定によるコイの持ち出し等の制限に関する委員会指示については、原案のとおりとし、指示することに御異議ございませんか。

委員一同 (異議なし)

岡村議長 異議がないようですので、そのように決定いたします。

4 (7) カワウ管理指針の管理期間の延長について

岡村議長 続きまして、第7号議案、カワウ管理指針の管理期間の延長についてを議題といたします。事務局から、説明をお願いいたします。

逢阪書記 それでは、資料7の1ページを御覧ください。知事からの協議文を朗読します。

(協議文を朗読)

協議内容の詳細については、水産課から説明をお願いします。

越智主事 (資料に基づき説明)

岡村議長 カワウに関しては、5年か10年前に被害が増加していました。近年は若干減ってきたように感じますが、どの川にもため池や水路にもカワウはいますが、皆さん何か御意見はありませんか。

本多委員 単協で対策を講じるということですね。

岡村議長 現状で県は資料に記載されているとおり、把握はしています。

本多委員 この資料の生息数等の数値は、各単協からの資料をもとに作成されているのではないですか。

梶田課長 この資料については、県で調査した結果でございますが、内容については、単協からの資料をもとに作成しております。

資料に記載のとおり、県内で6箇所コロニーといわれるカワウの生息地が確認されております。カワウはどこからともなく飛んできますが、令和4年の調査によると、冬に飛んでくるのはおよそ2,400羽いると言われております。ただ、会長が申されたとおり、一時期に比べると減少傾向にあり、爆発的に増えているということではなく、生息数はこういう指針をもとに単協が対策をとってきてくれているおかげで、減ってきている状況でございます。

ただ、全くいなくなっているということではございませんので、共存していくという形にならざるをえないと考えております。

実際のところは、あゆの食害が一番の問題となっております。この調査結果につきましては、年間で約1,060万の被害があると言われております。これも単協からの聞き取りでございます。

それと、カワウは海にも生息していますが、具体的な被害は確認できていませんが、聞き取りによりますと約30%の被害があると言われております。

今年の3月でこの指針が切れ、新たに指針を作るとなりますと、空白期間が生まれます。我々といたしましても、切れ目なく対策をとっていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

本多委員 対策はいいのですが、補助が出るようにできないのでしょうか。現在は単協に駆除等を依頼している形になっていますよね。

岡村議長 現在は場所によって異なるかもしれませんが、水産庁から全額ではありませんが、補助金が出ていますよね。

本多委員 それに合わせて県の方からもの補助が出ないのでしょうか。

梶田課長 次年度の予算には計上していませんが、現時点でどういう補助があるのかを含めて、検討していきたいと考えております。

本多委員 共存するというような発言もありましたが、単協からするとお金をかけて、放流したアユが捕食されるので、共存はなかなかできません。

柴田委員 共存ではなく、敵対していく必要があります。

岡村議長 本多委員の重信川は、特に被害が酷いですね。

6月の投網についても、昔は数日前に魚を放流して、魚が泳いでいる状態で投網をしていたようですが、今は魚を放流した当日に投網をしないとカワウにすべて捕食されてしまいます。

本多委員 放流した当日には、カワウが捕食しているので、餌をあげているような状況です。

岡村議長 12の単協によって、カワウの被害状況は異なっています。岩松川はカワウ自体が少ないため、追い払ったりもせず、共存しているような単協もありますが、重信川は特にカワウの被害が酷い状況です。

柴田委員 肱川漁協は、カカシを川に設置して対策しているようです。人がいるとカワウは降りてこないなので、カカシも有効だと思います。

岡村議長 加茂川でアマゴのキャッチアンドリリースの期間に、服を着せたカカシを設置しましたが、カワウが近くまで来ていました。

普通のカカシを置くだけではなく、座ったカカシや服を変えるなどの工夫が必要です。

柴田委員 あと、凧を設置しても効果はありましたが、設置した付近の魚もいなくなっていました。あと、風の強い日は撤去しないといけません。

岡村議長 カワウはとても賢いので、本当は共存しなくてはいいませんが、こちらが対策をとってもその上をいっています。

柴田委員 カカシの製作費用に係る補助金などを、県から市町へ働きかけてくれたらいいのですが。

岡村議長 カワウの問題は、愛媛県に限らず全国的な問題となっていますが、他にもカワウの対策があれば、教えていただきたいですね。
他に御意見はありませんか。

委員一同 （ 意見なし ）

岡村議長 特に、御意見もないようですので、お諮りします。
第7号議案のカワウ管理指針の管理期間の延長については、原案のとおりの内容で延長して差し支えない旨、回答することに、御異議ございませんか。

委員一同 （ 異議なし ）

岡村議長 異議がないようですので、そのように決定いたします。

5 その他

岡村議長 続きまして、その他に移ります。
委員さんから何かございますか。

委員一同 （ 意見なし ）

岡村議長 県又は事務局から何かございますか。

梶田課長 令和5年度は漁業権の更新という非常に難しい事務がありました
が、岡村会長をはじめ、委員皆様の御協力のおかげをもちまして、適切
に設定することができたと考えております。

また、増殖目標についても長年触ることができなかつた問題でしたが、今回改めまして、皆さんの経済状況に合わせた設定ができるようになりましたので、改めてお礼を申し上げます。

また、委員皆様の任期が来年の3月31日までとなっており、新年度には、委員の選任作業を進めてまいります。皆様に御相談させていただ

くこともありますが、引き続き、よろしくお願いいたします。

岡村議長 他に何かございますか。

逢阪書記 本日、使用しました資料4は、組合経営に関する情報が含まれており、本委員会に限っての資料という扱いでございますので、その取扱いには、十分注意されるようお願いいたします。

6 閉会

岡村議長 ありがとうございます。

それでは、以上で、予定しておりました全ての議題が終了しましたので、本日の委員会を閉じさせていただきます。

御協力ありがとうございました。

16時30分 閉会